

# 橋南地区防災計画



平成 27 年 3 月 作成

## ～ 目 次 ～

1	はじめに	2
2	計画の対象地区の範囲	2
3	基本的な考え方	
	(1) 基本方針(目的)	2
	(2) 活動目標	3
4	地区の特性	
	(1) 自然特性	3
	(2) 社会特性	4
5	防災活動の内容	
	(1) 橋南地区自主防災会の体制	6
	(2) 各町内の体制(班編成)	7
	(2) 平常時の活動・事前の対策	8
	(3) 発災直前の活動	15
	(4) 災害時の活動	17
	(5) 復旧・復興期の活動	19
	(6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携	20
6	実践と検証	
	(1) 防災訓練の実施・検証	21
	(2) 防災意識の普及啓発	21
	(3) 計画の見直し	22
	【資料】 橋南地区防災倉庫配置計画	23
	【別紙】 橋南地区自主防災会連絡網	毎年差替

## 1 はじめに

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

これは、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画であり、地域コミュニティが主体的につくり上げるボトムアップ型のものとなります。

そこで、橋南地区では本書「橋南地区防災計画」を策定しました。

市役所をはじめとする行政のみに頼るのではなく（公助）、地区並びに各町内の自主防災力を強化し（共助）、更に自身の知識と日頃からの備えを高めるために（自助）、本計画を作成しましたのでご活用ください。

平成 27 年 3 月

橋南地区自主防災会

## 2 計画の対象地区の範囲

本計画は橋南地区を範囲とします。橋南地区は現在 41 の町内から成り立っており、自治組織や祭り伝統もこの単位を基準としています。

そこで計画策定においては、41 町内を基本としました。但し、世帯、人口の減少が極めて著しく、防災活動を行っていくうえで能力を発揮できない場合もありますので、時として隣接する町内が共同・連系してものごとに当たることも必要と考えます。

## 3 基本的な考え方

### （1）基本方針（目的）

- ① 「平常時」及び「災害時」における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化すること。
- ② これらを実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力して防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- ③ 平時から関係する「団体」と「地域」が一体となって、目標に向けて「連携体制」を構築する。

(2) 平時における活動目標

- ① 町内ごとに「世帯台帳」を整備し（毎年5月）、複数の役員が保管する。
- ② 世帯台帳から「災害時安否確認者名簿」を作成し、①と同様に役員が保管するとともに、写しを地区自主防災会に提出する。
- ③ 各家庭ごとに災害時の連絡方法、避難場所、情報の入手方法について打ち合わせる。（平成28年度100%を目標）
- ④ 全ての世帯においてヘルメットを常備する。（最終目標は1人1個とする）
- ⑤ 3日分以上の食糧や水の備蓄を行なっている割合を平成30年までに70%にする。（最終目標は7日分以上の備蓄とする）
- ⑥ 全ての家庭において家具の転倒防止やガラスの飛散防止対策及び火災報知機を設置することを旨す。

## 4 地区の特性

(1) 自然特性

ア 当地域で予測される自然災害

	災害の種類	発生時期	町名・区域
○	家屋倒壊	地震発生時	全 域
◎	火災延焼	〃	〃
○	がけ崩れ	〃 ・大雨時	レッドゾーン
○	河道閉塞	大雨時	浸水想定区域
○	大雪（積雪深30cm以上）	降雪期	全 域

イ 災害発生予測場所における居住者・集落等一覧世帯主名

	場 所	世帯数・世帯人員	その他
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	追手町2	2 3	
	愛宕町	2 5	
	水の手町	5 24	
	南常盤町	3 5	
浸水想定区域	中央通り1丁目	谷川	
	〃 2丁目	〃	
	箕瀬町1丁目	源長川	
	大久保町	〃	

ウ 土砂災害警戒区域等にある要援護者施設

区域の名称	所在地	施設名	施設の種類
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)		なし	
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)		なし	

エ 浸水想定区域内要配慮者施設

河川の名称	所在地	施設名	施設の種類
		なし	

オ 過去の災害

いつ	災害名	場所	被害状況
昭和 22 年	飯田大火	全域	火災消失
昭和 36 年	三六災害	全域	土石流、がけ崩れ

(2) 社会特性

ア 当地域で発生が予想される人為災害

	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
○	大規模火災	通年	全域

イ 集落別高齢化率と生産年齢人口

(平成 22 年 国勢調査による自治会別年齢階層 (外国人含))

自治会名	丁目	総人口	高齢化率		生産年齢人口 (15~64 歳)	
			65 歳以上人口	高齢化率	人口	割合
中央通り	1 丁目	35	7	20.0%	20	57.1%
中央通り	2 丁目	54	25	46.3%	21	38.9%
中央通り	3 丁目	80	32	40.0%	45	56.3%
中央通り	4 丁目	100	42	42.0%	50	50.0%
松尾町	1 丁目	27	12	44.4%	13	48.1%
松尾町	2 丁目	36	10	27.8%	23	63.9%
松尾町	3・4 丁目	65	29	44.6%	34	52.3%
通り町	1 丁目	14	4	28.6%	10	71.4%
通り町	2 丁目	35	15	42.9%	19	54.3%
通り町	3 丁目	58	27	46.6%	26	44.8%
通り町	4 丁目	62	31	50.0%	29	46.8%

本町	1丁目	71	28	39.4%	33	46.5%
本町	2丁目	34	11	32.4%	20	58.8%
本町	3丁目	50	17	34.0%	30	60.0%
本町	4丁目	158	130	82.3%	23	14.6%
知久町	1丁目	39	13	33.3%	23	59.0%
知久町	2丁目	72	24	33.3%	40	55.6%
知久町	3丁目	91	38	41.8%	44	48.4%
知久町	4丁目	85	35	41.2%	40	47.1%
扇町		68	26	38.2%	33	48.5%
大久保町		96	32	33.3%	60	62.5%
銀座	1丁目	13	10	76.9%	3	23.1%
銀座	2丁目	15	6	40.0%	9	60.0%
銀座	3丁目	66	30	45.5%	30	45.5%
銀座	4丁目	13	7	53.8%	5	38.5%
銀座	5丁目	17	5	29.4%	8	47.1%
長姫町		66	31	47.0%	30	45.5%
主税町		112	36	32.1%	62	55.4%
追手町	1丁目	116	42	36.2%	58	50.0%
追手町	2丁目	155	60	38.7%	79	51.0%
常盤町	上常盤町	25	8	32.0%	12	48.0%
常盤町	下常盤町	86	29	33.7%	49	57.0%
常盤町	南常盤町	23	9	39.1%	12	52.2%
水の手町		338	57	16.9%	193	57.1%
愛宕町		47	24	51.1%	21	44.7%
愛宕町		199	48	24.1%	118	59.3%
箕瀬町	1丁目	125	43	34.4%	70	56.0%
箕瀬町	2丁目	155	63	40.6%	84	54.2%
箕瀬町	3丁目	123	47	38.2%	63	51.2%
		3,024	1,143		1,542	

※ 水の手町には城下団地を含む

※ 松尾町3・4丁目は一括表示

## 5 防災活動の内容

### (1) 橋南地区自主防災会の体制

【担当役職・委員会】	平常時の役割	発災直後の役割 “集まれた人で！”	応急期の役割 ～6時間後以降
総括班 【まちづくり委員会三役 (自主防災会正副会長)】	総括	◎「2次被害、受傷 事故の防止」	指揮・意思決定 会長の補佐
総務班 【生活安全委員会】 【公民館・育成委員会】	全体調整、要配慮 者の把握	①被害状況の把握	全体把握、被害・避難状 況の全体把握
情報班 【公民館・育成委員会】	情報の収集・共 有・伝達	②被害の概要を直 ちに災害対策本部 へ連絡。救助支援が 必要な場合はその 旨を連絡	情報の収集・共有・伝達 (状況把握、報告活動等)
消火班 【消防団】	器具点検、広報		消火活動
救助・救護班 【赤十字奉仕団】 【健康福祉委員会】	資機材調達・整備	③避難施設の簡易	負傷者の救出、救護活動
避難誘導班 【各町自治会長】	避難路、避難施設 の確認	応急危険度判定(外 観→屋内)	住民の避難誘導活動
給食・給水班 【赤十字奉仕団】 【健康福祉委員会】 【環境委員会】	器具点検	④備蓄倉庫からの 資機材運搬	水・食糧の配分、炊き出 し等の燃料確保、給食・ 給水活動
物資配分班 【公民館・育成委員会】	個人備蓄の啓発活 動	⑤避難所受付準備	物資配分、物資需要の把 握
衛生清掃班 【環境委員会】	ごみ処理対策の検 討 仮設トイレの対策 検討	⑥避難所開設	ごみ処理の指示 防疫対策、し尿処理
安全点検班 【生活安全委員会】	危険箇所の巡回点 検 防犯点検、広報		2次被害軽減のための広 報・巡回

※ 災害時に人員が不足する場合は、総括班に連絡しお互いに調整を図ります。

※ 民生児童委員会は要援護者の安全確認を行う。

(2) 各町内の体制（班編成）

役職・班名 【担当者名】	平常時の役割	発災直後の役割 “集まれた人で！”	応急期の役割 ～6時間後以降
自主防災会長 【                  】	総括	◎「2次被害、受傷事故の防止」  ①被害状況の把握  ②被害の概要を直ちに災害対策本部へ連絡。救助支援が必要な場合はその旨を連絡  ③避難施設の簡易応急危険度判定（外観→屋内）  ④備蓄倉庫からの資機材運搬  ⑤避難所受付準備  ⑥避難所開設	指揮・意思決定
副会長 【                  】	会長の補佐		会長の補佐
総務班 【班長：          】	全体調整、要配慮者の把握		全体把握、被害・避難状況の全体把握
情報班 【班長：          】	情報の収集・共有・伝達		情報の収集・共有・伝達（状況把握、報告活動等）
消火班 【班長：          】	器具点検、防災広報		初期消火活動
救助・救護班 【班長：          】	資機材調達・整備		負傷者の救出、救護活動
避難誘導班 【班長：          】	避難路、避難施設の確認		住民の避難誘導活動
給食・給水班 【班長：          】	器具点検		水・食糧の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動
物資配分班 【班長：          】	個人備蓄の啓発活動		物資配分、物資需要の把握
衛生清掃班 【班長：          】	ごみ処理対策の検討 仮設トイレの対策検討		ごみ処理の指示 防疫対策、し尿処理
安全点検班 【班長：          】	危険箇所の巡回点検 防犯点検	2次被害軽減のための広報・巡回	

※各町内ごとに、この例を参考に作成します。構成人数が少ない場合は班を統合してください。

(2) 平常時の活動・事前の対策

ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
7日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進（購入→備蓄→消費）
避難場所・避難所の確認	4月の家族会議または、隣組の会議後	世帯主が呼びかけ	家族会議で場所を確認する。現地に徒歩で行動してみる
安否確認方法の確認	4月の家族会議または、隣組の会議後、防災訓練の前	世帯主が家族に呼びかけ	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認。定時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	防災訓練の前	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認
建物の耐震化の検討 （昭和56年6月以前の建物の場合）	平成32年度までに	世帯主	無料の耐震診断後、資金計画を立案し実施
家具の転倒防止	平成29年度まで	中学生以上	L字金具等による固定若しくは配置換え
ガラス飛散防止フィルム張り	平成29年度まで	中学生以上	計画的にフィルム張りを実施
土のう袋、砂の備蓄 （浸水が想定される場合）	出水期前まで	世帯主	ホームセンター等で土のう袋を購入。砂を確保できる場所の事前確認

イ 自治会として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	自治会長・組長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	自治会長・組長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する。決定後、隣組内へ通知やチラシで周知
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1ヶ月前までに	自治会長・組長	隣組としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実

			際に実施。
各世帯で実施する事項の進捗状況確認	防災訓練の前	自治会長・組長	避難場所や情報伝達方法、7日分以上の備蓄等について実施状況を訓練参加者に確認する。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練の前	自治会長・組長	隣組及び近隣の避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。その後会議を開き支援者を決定する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の策定	防災訓練の前	自治会長・組長及び支援者	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
災害種別に応じた避難経路の検討（2ルート以上）	防災訓練の前	自治会長・組長及び各世帯	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。

#### ウ 地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練の2ヶ月前までに	自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する。
助けあいマップ若しくは要支援者個別計画の策定	防災訓練の1ヶ月前までに	自治会長・組長、自主防災会役員	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する。
災害種別ごとに発災及び状況付与された総合防災訓練の実施	飯田市統一の防災訓練の日	全住民	実働型の訓練を組み合わせ、状況設定をして、その周知をして訓練実施。事前に被害予測を説明する。
実働に特化した訓練の	飯田市統一の防災訓練	全住民	それぞれの分担に合わせて

実施（情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等）	の日		立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。
災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	飯田市統一の防災訓練の日	自主防災会役員、住民	資機材を利用する機械に操作方法の習得や、内容物の点検を行う。
用水路、河川の清掃	6月の出水期前	住民	水路のつまりやゴミの除去の実施
防災教育・学習の普及啓発	防災訓練に合わせ年間1回以上	住民、自主防災会役員	自主防災会役員向けの研修会を総会に合わせて実施。住民向けのビデオ鑑賞や研修会を実施。

エ 備蓄資機材の整備計画

【基準：人口1000人、300世帯、10集落(@30戸)、備蓄倉庫1箇所をモデル】

No.	区分	品名	数量	市の目安	橋南地区 3か年計画
1	情報伝達	本部看板	1	地区に1つ	
2	用具	スピーカーセット	1	広報車1台に1つ	
		可搬型スピーカー			2
3		電気メガホン	13	集落数+本部3つ	9
4		無線機	11	集落数+基地局	
5	消火用具	ファイヤーレンジャー	10	地区に10セット	
6		消火器（消火器格納庫）	20	集落に2本	30
7		初期消火用具 （ホース3本、管鎗等）	10	集落に1セット	1
8	救出用具	梯子（2連アルミ）	2	倉庫に2つ	
9		チェーンソー	2	倉庫に2つ	
10		救助用工具セット	2	倉庫に2つ	
11		ハンマー	2	倉庫に2つ	
12		カケヤ	2	倉庫に2つ	
13		ボルトクリッパー（鉄線鋏）	2	倉庫に2つ	
14		一輪車	2	倉庫に2つ	
15		リヤカー	2	倉庫に2つ	3
16		油圧ジャッキ	2	倉庫に2つ	9
17		チェンブロック	2	倉庫に2つ	

18		ウインチ	2	倉庫に2つ	
19		レスキューキット（リック型）	2	倉庫に2つ	
20	救護用具	救急セット50	1	倉庫に1つ	3
21		担架	2	倉庫に2つ	3
22		レスキューボード（簡易担架）	2	倉庫に2つ	
23	避難所運営用具	コードリール	5	中規模集会所1ヶ所	
24		投光器	3	〃	
25		発電機（静音型）0.8kVA	5	〃	3
26		炊飯器・釜（3～5升炊）	2	〃	1
27		ガスボンベ	2	〃	
28		防災テント	2	〃	
29		防水シート（2間×3間）	10	〃	30
30		防災ヘルメット	100	避難者は人口の1割を目安	900
31		簡易トイレ	40	25人に1つ	5
32		毛布	200	避難者は人口の1割×2枚	
33		簡易ベッド	5	避難者の5%	
34		車椅子	1	避難所に1台	
35	給水用具	浄水器	1	避難所に1台	
36	浸水害用品	土のう	200	備蓄の最低限の枚数	900
		防災倉庫			3

オ 地区防災備蓄倉庫一覧

(ア) 整備済の防災備蓄倉庫（備蓄場所）・水防倉庫

No.	倉庫名称	所在地	主な備蓄品	管理者 (鍵管理者)
1	橋南防災倉庫	橋南公民館隣	テント、リヤカー、担架、投光機、ブルーシート、救急セット	橋南まちづくり委員会
2	通り町4丁目	宅裏	組立水槽	自治会長
3	知久町3丁目	竹川会館	ブルーシート	自治会長
4	知久町4丁目・下殿町	1211 丸井亭横	担架、ヘルメット	自治会長
5	長姫町	長姫公園内 防災センター	担架、救急セット	自治会長
6	追手町2丁目	追手町2 集会所		自治会長
7	下常磐町	150-1 追手町緑地		自治会長
8	水の手町	水の手橋の基	チェーンソー、スコップ	自治会長（三役）
9	箕瀬町2丁目	2489 自治会館	テント、担架	自治会長（三役）
10	箕瀬町3丁目	2521 市職員駐車場 隣	テント、発電機	自治会長（三役・組長）

(イ) 計画中の防災備蓄倉庫

No.	倉庫名称	所在地	建設予定年度	管理者
1	通り町駐車場防災倉庫	通り町1	30	未定

No.1 以外については P22「橋南地区防災倉庫配置計画」による

カ 避難所等

① 市指定箇所 (面積は 3 m<sup>2</sup>/1 人 以上を基準とする)

No.	区分	名称【鍵管理者】	所在地	電話	受入人数	災害種類
1	指定避難施設	追手町小学校	追手町 2	22-5112	300 人	地・土・水
2	応急避難施設	飯田中央保育園	中央通り 2	22-4134		地・土・水
3	応急避難施設	愛宕町集会所	愛宕町			地・土・水
4	応急避難施設	飯田仏教保育園	箕瀬町 1	24-0402		地・土・水
5	応急避難施設	御蔵公会堂	本町 4			土・水
6	避難地	追手町小学校グラウンド	追手町 2		500 人	地・土・水
7	避難地	愛宕稲荷神社	愛宕町		200	地・土・水
8	避難地	並木通り	扇町～中央通り 2・3		1000	地・土・水
9	広域避難地	城下グラウンド	水の手町		500	地・土・水

※ 地＝地震災害 土＝土砂災害 水＝水害

② 各町指定箇所 別紙一覧表

自治会名	集会所名	震災時集合所	震災・大雨時避難建物施設
中央通り1丁目			
中央通り2丁目		市民プール跡地	
中央通り3丁目	中央通り 3 自治会館	労働金庫駐車場	中央通り 3 自治会館
中央通り4丁目		センターパーク峯高寺前	峯高寺
松尾町1丁目		りんご並木	
松尾町2丁目		りんご並木	
松尾町3丁目		りんご並木	
通り町1丁目		信金横	
通り町2丁目			
通り町3丁目		追手町小学校	
通り町4丁目	御蔵公会堂を借りている	久保田様前中央分離帯	久保田様下駐車場
本町1丁目		トップヒルズ第 2 ビル	トップヒルズ本町ビル 1F
本町2丁目		S&M 駐車場	
本町3丁目		信毎駐車場	信毎新聞

本町4丁目		①御蔵公会堂②三六駐車場 ③琴平神社	
大横町		まんたい様、長野屋様駐車場	吉澤様駐車場
知久町1丁目	サロン知久一		
知久町2丁目		りんご並木	
知久町3丁目	竹川会館	市役所	
扇町			
大久保町		追手町小学校	追手町小学校
知久町4丁目		飯伊薬剤師会営薬局前	原義男宅駐車場
下殿町			
銀座1丁目			
銀座2丁目			
銀座3丁目		堀端ビル駐車場、信金前広場	堀端マンション駐車場、信金前広場
銀座4丁目		銀座4西公園	銀座4西公園
銀座5丁目			
長姫町	長姫町防災庫		
主税町		古島医院駐車場	
追手町1丁目			
追手町2丁目	追手町2丁目集会所	城下グラウンド、美博、追手町小学校	
上常盤町		常盤町駐車場(三河家様横)	
下常盤町		追手町小学校	
南常盤町			
水の手町		追手町小学校	追手町小学校
愛宕町	集会所	集会所となり駐車場	集会所
箕瀬町1丁目	箕瀬1丁目公民館	飯田仏教保育園、柏心寺	飯田仏教保育園
箕瀬町2丁目	自治会館	自治会館と周辺駐車場	自治会館
箕瀬町3丁目	箕瀬3公会堂	市役所職員駐車場	
県住城下団地		城下グラウンド	

(3) 発災直前の活動（気象注警報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

ア 情報収集・共有・伝達体制

(ア) 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者→市役所危機管理室	前兆現象の状況（いつ、どこで、どのような状況か）	電話連絡
②	前兆現象発見者→自治会長 →住民	// ※自治会長は情報受理後、直ちに自主避難を呼びかける。避難を開始。	電話、若しくは直接口頭
③	①→消防・警察・消防団・各自治振興センターへ連絡	前兆現象の状況及び避難情報 発出見込み情報	電話
④	自治会長→橋南公民館	地区内の状況を集約し共有化	電話、不通時は徒歩による伝達

※災害対策基本法 抜粋

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

(イ) 状況把握（見回り、住民の所在確認）

何を	いつまでに	誰が	どのように
河川の状況確認	警戒水位に達するまで	消防団、各町自主防災会役員、河川付近の住民	2名以上で身の安全を確保しながら、堤防の状況等を確認
急傾斜地の状況確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報が発表されるまで	消防団、各町自主防災会役員、レッドゾーン住民	2名以上で身の安全を確保しながら、前兆現象の有無確認
用水路の確認（つまり等）	降雨が強くなるまで	用水路付近の住民、各町自主防災会長	2名以上で身の安全を確保しながら、詰まりがないことを確認
住民の所在確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報発表直後	自治会長・組長	2名で近隣住民の所在を確認し、危険を感じた場合は避難を促す

イ 避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）伝達方法

（ア）土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター→自主防 会長	避難情報（避難準備情報・ 避難勧告・避難指示） 避難所開設情報	電話連絡
②	①→自治会長	〃	電話
③	①→レッドゾーン居住者	〃	電話
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・ 拡声器
⑤	②→避難行動要支援者（助け あいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

（イ）地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター→自主防 災会長	避難情報（避難勧告・ 避難指示） 避難所開設情報	電話連絡、不通時はメール等
②	①→自治会長	〃	電話、若しくは直接口頭
③	①→レッドゾーン居住者	〃	電話、若しくは直接口頭
④	②→地区民全員	〃	電話、若しくは直接口頭・拡声器
⑤	②→避難行動要支援者（助 けあいマップ要支援者）	〃	電話、若しくは直接口頭

ウ 防災気象情報の確認

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住民全員	テレビ、ラジオ等からの情報
大雨警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上
土砂災害警戒情報	発表直後、直ちに確認	同上	エリアメール、いいだ安全安 心メール、同報系防災行政無 線、安心ほっとライン等
大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上

(4) 災害時の活動

ア 身の安全確保（地震）

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで。	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない。
一時避難場所への避難	揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所へ集合する	全住民	町内ごとに集まり、安否確認をする。

イ 身の安全確保（風水害、土砂災害）

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難 （水平避難）	土砂災害が発生する前の安全な状態のうちに。	危険を感じた全住民 避難情報発令対象地区の住民 土砂災害特別警戒区域の住民	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する
やむを得ず高いところへの避難 （垂直避難）	別の場所へ避難することが危険な場合	同上	建物の2階以上で、山から離れた部屋に移動する。

ウ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる頑健な住民	消火器による初期消火 初期消火用具による放水

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	自治会長・組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び垂直避難の呼びかけ

倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留意しながら救助活動を行う
------------	--------	-------------	--

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く	自治会長・組長及び全住民	各戸の状況を組長が把握。直ちに自治会長へ連絡し、最終、公民館（橋南地区対策本部）へ。 「全員無事」も重要な情報
被害の状況 （ライフラインを含む）	被災直後、出来るだけ早く	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、公民館（橋南地区対策本部）へ伝達する。 「人命・住家」に関する情報を最優先する。
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	自治会長・組長及び全住民	現在不足しているもの、将来的に発生するであろう課題に対する要望について情報収集をする。 在宅避難者のニーズ把握も忘れない。

カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	物資担当（指定避難施設の運営を担当する自主防災役員）	避難施設内に物資を置く場所を確保。 避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するものを区別。 男女の性差に応じた配布時の配慮を。 配布等については、情報の開示に特に配慮を。

炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回は行う。以降、物資の状況に合わせて、1日朝・夜の2回を目安	赤十字奉仕団を中心とするボランティア	自治会長の要請を受けて、炊き出しを実施。食材・燃料の確保状況を鑑みながらメニューを立案。
------	---	--------------------	--

#### キ 避難所運営、在宅避難者への支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自主防災会役員及び早期に来た住民	チェックシートによる施設の安全確認。施設の清掃、利用スペースの確認、資機材の準備
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	同上	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	自主防災会役員（女性を含めること）	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧（1ヶ月）まで	同上（在宅避難者にも役割を担ってもらう）	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらう。登録は必須。

#### （5）復旧・復興期の活動

##### ア 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるようになるまで	隣近所でお付き合いのある住民	日常的な声かけ、あいさつのほか、話し相手となること
情報の提供・共有・わかりやすい説明	同上	同上 避難所等運営している顔の見える関係のある者	先の見通しや、支援に関する制度がわからないことが予見。誰にでもいつでもわかる情報共有を！

イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
復興計画策定に向けた地元意見の集約	計画策定中	まちづくり委員会の役員	市が策定する復興計画への意見の集約や提案をワークショップなどの手法を用いて取りまとめる。
仮設住宅の予定地を予め決めておく	災害発生前までに	市、まちづくり委員会	各地区の被害予測から仮設住宅の必要見込みを検討し、適地を予め登録しておく

(6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	市、自主防災会、消防団	ハザードマップを用いて現地確認
初期消火活動	平常時～応急期	消防団、自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施
炊き出し	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、自衛隊	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認。訓練も実施
ボランティア活動	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、社協	ボランティアセンターの立上げやニーズの把握、ボランティアの受入等多岐にわたる内容を予め訓練等で調整

## 6 実践と検証

### (1) 防災訓練の実施・検証

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年2回（6月と9月）	全住民、自主防災会役員	災害別に、いつ、どこへ、どこを通過して避難するか、実働する
避難場所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、声掛け
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否確認訓練
避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資機材の運搬、受付開設の訓練
避難所運営訓練	同上	同上	物資の確保、情報の共有、炊き出し等の実動型の訓練。避難所体験も行うと良い。
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要をいかに早く把握し、住民や関係機関と共有するか。
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しといった訓練
救命救護訓練	同上	同上	医師と連携トリアージ訓練や、赤十字救急法による軽症者の手当
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使い方を習得

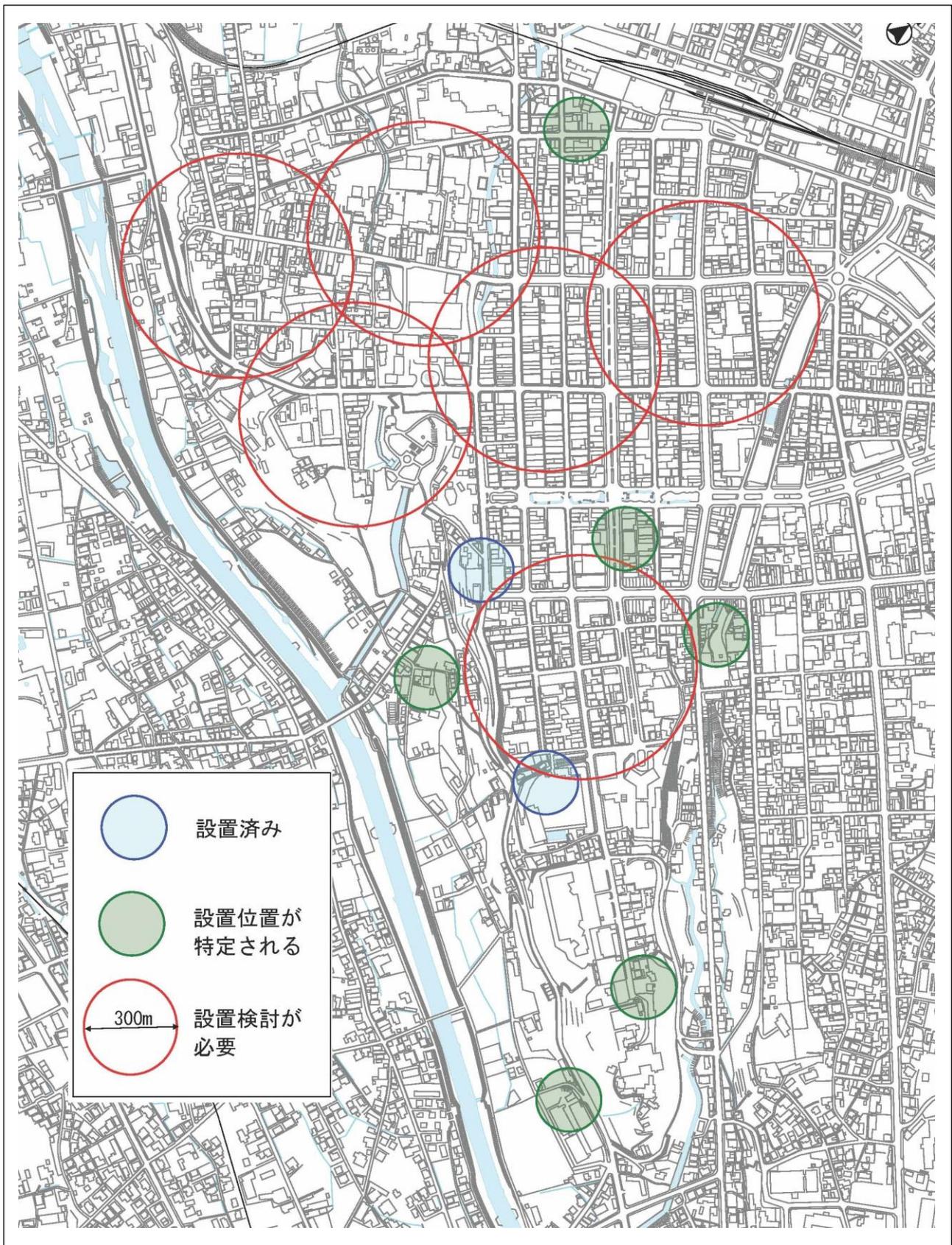
(2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	誰が	どのように
家族での話し合い	季節ごとに1回	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難するか、安否確認はどうやって行うかを話し合う
地域での話し合い	自治会ごとに年1回以上	自治会長・組長	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応について話し合い
地域イベントでの防災要素の取り入れ	通年	各役員（まちづくり委員会各委員会を含む）	様々なイベントで、防災要素を1つは組み入れていく
研修会・講演会の開催	地区で年1回 各自治会で年1回	全住民	防災知識を高めるため、講師を呼び学習機会を設ける
被災地の視察、教訓を学ぶ	年1回	自主防災役員	他地域の被災状況や教訓を学び、自らの地域に役立てる。自身の地域の災害伝承についても学ぶ
防災に関するパンフレット、チラシの配布	年1回	全戸	家庭内備蓄を進めたり、家具の転倒防止を推進するためのチラシやパンフレットを配布する。
防災ゲームの実施	年1回	全住民のうち希望者	クロスロード、避難所運営ゲームといった防災ゲームを取り入れます。

(3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年3月末までに	自主防災会役員	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災マニュアル（風水害・地震・雪害）	同上	同上	同上
避難所運営マニュアル	同上	同上	同上

# 橋南地区防災倉庫配置計画



## 橋南地区防災計画

制作・著作：橋南地区自主防災会

発行日：平成 27 年 3 月 初版

長野県飯田市扇町 35 番地

TEL : 0265-24-0327

FAX : 0265-24-5887